

令和元年9月吉日

お客さま各位

松本信用金庫

「預金規定類」の改定及び電子化のお知らせ

当金庫は、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定類を下記のとおり令和元年12月2日より改定します。

改定後は、当金庫からの各種確認や資料提出の依頼に正当な理由なく回答しない場合及びマネー・ローンダリング等に抵触のおそれがある場合等は、入金・払戻し等一部取引等を制限させていただく場合がありますのでご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 改定及び電子化実施日

令和元年12月2日（月）

2. 改定及び電子化する預金規定類

(1) 改定及び電子化する預金規定類

普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、当座勘定規定、通知預金規定、定期預金規定、定期積金規定

(2) 電子化する預金規定類

決済用普通預金規定、代金取立規定、総合口座規定、積立定期預金規定、財産形成預金規定

3. 主な改定内容（普通預金規定）

(1) 「取引の制限等」条項を新設

13. （取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、適法な在留資格及び在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により当金庫に届けてください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

(2) 「解約等」条項の一部追加・変更（下線部分を追加・変更）

14. （解約等）

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、口座開設店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項または第13条第1項もしくは第2項にもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が偽りであることが判明した場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合
- (3) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。
- (4) 第12条第2項及び前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、口座開設店に通帳を持参のうえ申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

※ 改定後の預金規定（普通預金）を希望されるお客さまは、窓口までお申し付けください。

4. 預金規定類の電子化について

上記改定に伴いまして、改定日以降「預金規定類」は当金庫ホームページでご確認いただけるよう変更させていただきます。つきましては、当金庫窓口での「預金規定類」の交付を終了させていただきますのでご了承ください。

以上